とが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第七十五条及び第七十七条において同じ。）の額の合計額をいう。

［十～四十二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第六条　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～十二　略］ 十三　キャッシュ・フロー　資金の増加又は減少をいう。 十四　資金　現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあっては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。第八十五条及び第八十七条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第八十五条及び第八十七条において同じ。）の額の合計額をいう。 ［十五～四十七　略］	（定義） **第二条**　［同上］ ［一～十二　同上］ 十三　キャッシュ・フロー　次号に規定する資金の増加又は減少をいう。 十四　資金　現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第八十五条及び第八十七条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第八十五条及び第八十七条において同じ。）の合計額をいう。 ［十五～四十七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［十～四十二　同上］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。